写

２消安第4120号令
和２年12月21日

動物検疫所長　　殿

消費・安全局長

「水産資源保護法の運用について」及び「水産防疫対策要綱」の一部改正について

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）及び漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（令和２年農林水産省令第49号）の施行に伴い、「水産資源保護法の運用について」（平成19年９月19日付け19消安第3823号農林水産省消費・安全局長通知）及び「水産防疫対策要綱」（平成28年７月１日付け28消安第1412号消費・安全局長通知）を別添のとおり改正したので、お知らせします。

「水産資源保護法の運用について」（平成１９年９月１９日付け１９消安第３８２３号消費・安全局長通知）の別添

（１９消安第３８２３号
平成１９年９月１９日
一部改正　２７消安第６４１９号
平成２８年６月７日
２消安第４１２０号
令和２年１２月２１日）

（別添）

水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領

第１　輸入許可事務及び検査に関する事項

１　輸入許可の申請

水産資源保護法（昭和２６年法律第３１３号。以下「法」という。）第１３条第２項に基づく輸入許可の申請をする者又はその代理人（以下「輸入者等」という。）は、動物検疫所が別途定める期日までに、同項に規定する検査証明書（以下「検査証明書」という。）を添付して、水産資源保護法施行規則（昭和２７年農林省令第４４号。以下「規則」という。）別記様式第１号に定める輸入許可申請書に必要事項を記入の上、輸入を行う港又は飛行場（以下「輸入場所」という。）の動物検疫所に提出するものとする。

２　輸入許可申請に係る動物検疫所における検査

法第１３条の規定に基づく輸入許可業務は、以下の検査により実施することとする。

（１）申請書類の検査

①　輸入許可申請を受けた動物検疫所は、添付された検査証明書の内容が、輸出国政府機関とあらかじめ合意した輸入条件を満たしていることを確認するものとする。

②　輸入条件を満たしていることが確認できない場合は、動物検疫所は、当該輸入許可申請に係る輸入者等に対し、輸入を許可しない旨を通知するものとする。

（２）現物検査

①　動物検疫所は、以下により、規則第１条第２項第１号に規定する水産動物（以下「第１号水産動物」という。）の健康状態について目視での検査（以下「現物検査」という。）を実施する。また、動物検疫所が必要と認める場合は、検査に必要な材料を採取し、精密検査を実施する。

ア　確認数

申請に係る第１号水産動物が生産された養殖施設及び水産動物種ごとに、動物検疫所が別途定める輸入防疫対象疾病の侵入リスクを考慮した統計学的理論に基づくサンプリング手法により無作為に抽出した個体数について行う。

イ　確認事項

（ア）別紙１に掲げる輸入防疫対象疾病の典型的な臨床症状がないこと

（イ）著しい数の死亡（確認した水産動物の全体数に対し概ね５割を超える数の死亡）がないこと

②　動物検疫所は、以下により、規則第１条第２項第２号に規定する水産動物（以下「第２号水産動物」という。）についての現物検査を実施する。また、動物検疫所が必要と認める場合は、検査に必要な材料を採取し、精密検査を実施する。なお、動物検疫所が初めて輸入許可申請書を受けたものについては、現物検査を必須とすることとするが、同一とみなされるものが継続的に輸入される場合は、次回以降の現物検査を省略できる。

ア　確認数

申請に係る第２号水産動物が生産された生産施設及び製品の種類ごとに、動物検疫所が別途定める輸入防疫対象疾病の侵入リスクを考慮した統計学的理論に基づくサンプリング手法により無作為に抽出した数量について行う。

イ　確認事項

梱包状態、検査対象物の種類（第２号水産動物であることの確認を含む。）、性状、異物の混入その他の異状を認めないこと

３　輸入許可証の交付

（１）２の検査により、輸入防疫対象疾病にかかっているおそれがないことを確認した場合は、動物検疫所は、輸入者等に対し輸入許可証を交付する。

（２）２の検査により、輸入防疫対象疾病にかかっているおそれがないことを確認できない場合は、動物検疫所は、輸入者等に対し輸入を許可しない旨を通知し、焼却等を指示する。ただし、法第１４条第１項に基づき管理すべきことを命ずる場合は、動物検疫所は、輸入者等に対し必要な指示を行った上で輸入許可証及び管理命令に関する指令書（別紙２）を交付する。

４　輸入者等の責務

輸入者等は、本通知及び動物検疫所が別途定めるところにより、輸入者等の責任において、動物検疫所の検査場又は動物検疫所が設置されている輸入場所内であってあらかじめ輸入者等が動物検疫所に届け出ている場所において、現物検査を受けるものとする。

なお、動物検疫所が設置されていない輸入場所において、第１号水産動物及び第２号水産動物並びにその容器包装（当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包ま

れた物であって当該水産動物でないものを含む。以下同じ。）を輸入する場合、輸入者等は、動物検疫所の指示に従い、最寄りの動物検疫所まで当該水産動物等を輸送し、現物検査を受けるものとする。

5　管理命令の実施

（１）第１号水産動物の現物検査により２（２）①のイを満たしていない場合であって、法第１４条に基づく管理（以下「管理飼育」という。）を命ずる場合は、動物検疫所が別途定めるところにより、当該第１号水産動物を収容し管理飼育を実施する施設等について、あらかじめ動物検疫所の確認を受けるものとする。

（２）管理命令を受けた者は、規則第４条に規定する管理期間中は、規則第５条の各号に規定する方法に従い、命令の内容を履行するとともに、当該第１号水産動物について別紙１に掲げる輸入防疫対象疾病の発症水温にて管理しなければならない。

（３）管理命令を受けた者は、管理期間終了後に管理状況及び当該第１号水産動物の健康状態について、動物検疫所へ別紙３による報告書にて報告するものとする。

（４）管理命令を受けた者は、管理期間中に、当該第１号水産動物に通常と異なるへい死が見られる場合等輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときには、法第１４条第２項の規定に基づく検査を受けなければならないことから、規則第６条の規定に基づき、動物検疫所に別紙４により速やかに届け出るものとする。

（５）動物検疫所は、消費・安全局長が別途定める病性鑑定指針に記載された検査手順に従って精密検査を実施する。なお、検査の実施に当たり、動物検疫所は、必要に応じ、畜水産安全管理課を通じて国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所に対し協力を依頼することができる。

（６）動物検疫所は、必要に応じて当該管理施設に立ち入り、当該第１号水産動物の健康状態、飼育管理状況の確認、精密検査のための材料の採取等を行うものとする。

6　焼却等の命令の実施

（１）法第１４条第２項の規定に基づく検査の結果、第１号水産動物が輸入防疫対象疾病にかかっていると認められるときは、動物検疫所は、管理命令の対象となっている当該第１号水産動物等について法第１５条の規定に基づき、別紙５により焼却その他必要な措置をとるべき旨の命令を発出することとする。なお、命令の実施に当たっては、管理飼育を行っている者及び畜水産安全管理課と協議を行いつつ、必要な防疫措置について検討するものとする。

（２）動物検疫所は、上記命令の履行確認を行うものとする。

７　輸入許可関連情報の共有

動物検疫所は、輸入許可関連書類等国内の水産防疫上必要な情報について、動物検疫所が別途定める手順に従って畜水産安全管理課及び輸入許可を受けた輸入防疫対象疾病の第１号水産動物の仕向先の養殖場等を管轄する都道府県水産防疫担当部署に提供し、共有するものとする。

８　その他

本通知に規定しているもののほか、１から８までに規定する業務の実施に当たり必要な事項については、別途動物検疫所長が定めるところによるものとする。また、動物検疫所長は、本通知に規定しているもののほか、必要があると認める場合は、畜水産安全管理課長に対し連絡及び照会等を行うものとする。

畜水産安全管理課長は、本通知に規定しているもののほか、必要があると認める場合は、動物検疫所長に対し指示を行うものとする。

第２　病原体の輸入に関する事項

水産動物の伝染性疾病の病原体を輸入する者は、その取扱いに十分注意するとともに、当該病原体を輸入する旨をあらかじめ消費・安全局長に届け出て、その指示に従うものとする。

（別紙1）

輸入防疫対象疾病の外見的臨床症状及び発症水温について

対象水産動物	病名	外見的臨床症状	通常の発症水温
さけ科魚類	ウイルス性出血性敗血症 （Ⅳa型を除く。）	体色黒化、眼球突出、腹部膨満、眼球・体表出血	3℃～12℃
	サケ科魚類のアルファウイルス感染症	不活発（衰弱）、皮膚のすれ、潰瘍	12℃～16℃
	流行性造血器壊死症	体色黒化、躯幹部後半部の皮膚に潰瘍、腹部膨満	11℃～21℃
	ピシリケッチア症	体表に白色病巣浅い出血性潰瘍、体表黒化	12℃～16℃
	旋回病	尾柄部の黒化、骨曲がり症状	4℃～20℃
さけ科魚類 こい きんぎょその他のふな属魚類 こくれん はくれん ないるていらぴあ	レッドマウス病	体色黒化、口吻部・口腔内・下顎・鰓基部赤変	13℃～20℃
こい きんぎょその他のふな属魚類 こくれん はくれん あおうお そうぎょ	コイ春ウイルス血症	腹部膨満・眼球突出、体表の点状出血	10℃～17℃
こい	コイヘルペスウイルス病	体表粘液過多、眼球の落ち込み、鰓の肥厚・壊死	18℃～25℃
まだい	マダイのグルゲア症	不活発（衰弱）	24℃～26℃
くるまえび科えび類 さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類	イエローヘッド病	頭胸部に薄黄色化する個体もあり。	24℃～30℃
くるまえび科えび類	壊死性肝膵炎	肝膵臓の萎縮、痩せ、成長不良、甲殻の軟化、鰓の暗色化	29℃～35℃
	タウラ症候群	体全体が薄赤く変色、尾鰭・腹脚は明らかに赤変。	24℃～30℃
	伝染性皮下造血器壊死症	屈曲した額角、しわのよった触覚、変形した外皮	24℃～30℃

	バキュロウイルス・ペナエイによる感染症	中腸が白濁	24℃～30℃
くるまえび しろあしえび うしえび こうらいえび	急性肝膵臓壊死症	肝膵臓の白色化や退色、黒点や黒縞の発生及び顕著な萎縮や凝固	24℃～30℃
リトペネウス属（Litopenaeus）えび類 ペネウス属（Penaeus）えび類	伝染性筋壊死症	腹部膨満、体側筋に点状及び広範囲にわたる白い壊死巣	24℃～30℃
くるまえび しろあしえび こうらいえび	エビの潜伏死病	変色（白色、赤色、灰色）を伴う肝膵臓の萎縮や壊死、胃や腸の空洞化、殻の軟化、成長不良及び横紋筋の白色化と壊死	28℃～30℃
くるまえび ペネウス属（Penaeus）えび類 フェネロペネウス属 （Fenneropenaeus）えび類	鰓随伴ウイルス病	胴体及び脚が赤くなる、鰓が黄色に退色	26℃～30℃
ペネウス属（*Penaeus*）えび類 フェネロペネウス属 （*Fenneropenaeus*）えび類 メリセルトゥス属（*Melicertus*）えび類 よしえび属えび類	モノドン型バキュロウイルスによる感染症	中腸が白濁	24℃～30℃
とこぶし ふくとこぶし	アワビヘルペスウイルス感染症	腹足の萎縮と巻き上がり、口球の膨張と突出、歯舌の反転、粘液の異常な分泌	16℃～19℃
えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび	アワビの細菌性膿疱症	腹足に膿疱状の病変	20℃～27℃
まがき属かき類	カキヘルペスウイルス1型変異株感染症 （μvarに限る。）	口を開ける、殻を閉じる動きが緩慢になる	20℃～25℃
ほたてがい	パーキンサス・クグワディ感染症	中腸腺や生殖腺、外套膜に直径5mm程度に白～黄白色の膿疱の形成、生殖腺の白濁・膨張	8℃～15℃
まぼや	マボヤの被嚢軟化症	被嚢の張りが減少する（しぼむ）	8℃～20℃

（別紙２）

農林水産省指令番号

申請者住所氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の住所氏名）

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第１３条第１項の規定により輸入の許可を受けた下記の水産動物及びその容器包装は、検査証明書又はその写しのみによっては輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないことから、同法第１４条第１項の規定による管理を下記のとおり命ずる。

なお、本処分についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の取扱いについては、別紙のとおりである。

記

１　輸入許可証（年月日、番号）

２　対象水産動物

３　輸出国・地域名

４　管理の方法

（１）管理すべき水産動物を他の水産動物と区別して保管すること。

（２）当該水産動物の容器包装に入れられていた水その他の液体又は当該水産動物の飼育用水を排出する場合には、これを消毒すること。

（３）管理すべき期間中に当該水産動物をその容器包装又はいけす（以下「容器包装等」という。）から他の容器包装等に移す場合には、容器包装等を消毒すること。

（４）当該水産動物の容器包装を廃棄する場合には、これを焼却又は埋却により行うこと。

（５）管理すべき期間中に当該水産動物がへい死した場合には、動物検疫所に連絡した上で、当該水産動物について、焼却、埋却その他の必要な措置をとること。

（６）管理期間終了後には管理状況及び水産動物の状況について、動物検疫所へ文書で報告すること。

（７）管理期間中に、当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときには、農林水産大臣の検査を受けなければならないことから、動物検疫所に届け出ること。

（８）（７）の検査を受けた場合は、その結果についての通知を受けるまでの間は、（１）から（５）により管理すること。

５　管理すべき期間　　日間

６　輸入防疫対象疾病

年　月　日

農　林　水　産　大　臣

別紙

行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく出訴期間等の教示について

（指令書の番号）による処分に対し、不服がある場合は、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４条及び第１８条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、本処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第８条及び第１４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、正当な理由がある場合を除き、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

（別紙３）

年　月　日

動物検疫所長　殿

管理を受けた者の名称、住所、
代表者氏名

水産資源保護法第 14 条の規定に基づく水産動物等の管理状況の結果についての報告書

標記の件に関し、下記のとおり報告します。

記

輸入許可証の年月日、番号：

管理場所　　：住所

：担当者名

：電話

：FAX

管理状況　　：（１）水温
（２）その他

水産動物の状況：（１）死亡数量
（２）死亡個体の外観症状等

その他必要な事項：管理期間中の排水及び使用した容器包装の消毒等に関する記録は、別紙のとおり。

（別紙）

管理命令による消毒等記録の例

届出者住所氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の住所氏名）

１　飼育用水等の排水記録

年　月　日	対象物	処理方法
〇年〇月〇日	容器包装類の消毒水	容器包装類を消毒した水をチオ硫酸ナトリウムで中和後排水した。
〇年〇月〇日	水槽底部の掃除排水	次亜塩素酸ナトリウムで消毒後、チオ硫酸ナトリウムで中和後排水した。

２　容器包装等の消毒記録

年　月　日	対象物	処理方法
〇年〇月〇日	*搬送ビニール袋バケツ*	*次亜塩素酸ナトリウム溶液水（50ppm）に１時間以上湿潤させた。*

３　容器包装等の廃棄記録

年　月　日	対象物	処理方法
〇年〇月〇日	*梱包テープ、紙タオル*	*焼却処理*

４　へい死した水産動物の記録

年　月　日	対象物	処理方法
〇年〇月〇日	*約〇尾*	*アルコール保存*

（別紙４）

輸入防疫対象疾病の検査の届出

年　月　日

動物検疫所長　殿

届出者住所氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の住所氏名）

水産資源保護法施行規則第６条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　許可証及び指令書の年月日、番号

２　水産動物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

３　水産動物がかかり、又はかかっている疑いがある輸入防疫対象疾病の種類

４　水産動物の種類

５　水産動物の所在地

６　水産動物が輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態

７　その他参考となるべき事項

（別紙５）

農林水産省指令番号

住所氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の住所氏名）

下記の水産動物について、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第１４条第２項の規定による検査の結果、輸入防疫対象疾病にかかっていることが認められたことから、同法第１５条の規定により、下記の措置を命ずる。

なお、本処分についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の取扱いについては、別紙のとおりである。

記

１　輸入許可証及び指令書（年月日、番号）

２　対象水産動物

３　水産動物がかかっている輸入防疫対象疾病

４　水産動物の所在地

５　措置すべき事項

（１）上記水産動物又はその容器包装、いけすその他輸入防疫対象疾病の病原体が付着し、若しくは付着しているおそれのある物品の焼却、埋却、消毒その他必要な措置をとること。

（２）上記（１）の措置を　年　月　日　までに実施すること。

年　月　日

農　林　水　産　大　臣

別紙

行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく出訴期間等の教示について

（指令書の番号）による処分に対し、不服がある場合は、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４条及び第１８条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、本処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第８条及び第１４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、正当な理由がある場合を除き、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。